

議 第 8 号 議 案

放送法の「政治的公平」をめぐる問題の徹底究明を求める意見書の提出
について

放送法の「政治的公平」をめぐる問題の徹底究明を求める意見書を別紙のとおり、
富士見市議会会議規則第13条の規定により、提出します。

令和5年3月20日提出

富士見市議会議長 齊 藤 隆 浩 様

提出者 富士見市議会議員 小 川 匠

賛成者 同 根 岸 操

提 案 理 由

放送法の「政治的公平」をめぐる問題の徹底究明を求める意見書を地方自治法第
99条の規定に基づき国会及び政府に対して提出するため、この案を提出します。

放送法の「政治的公平」をめぐる問題の徹底究明を求める意見書

現在開会中の通常国会において、放送法の「政治的公平」に係る解釈の変更について、当時の安倍晋三政権内でのやりとりが記述された78枚の文書の存在が明らかとなった。このことについて2023年3月7日、総務省が全て同省の行政文書であることを認め、公表した。

「政治的に公平であること」を定めた放送法第4条の下で、公平については一つひとつの番組ではなく、放送事業者の番組全体を見て判断するというのが長年の政府解釈であった。しかし、2015年5月、一つの番組でも判断できるとの解釈を当時の高市早苗総務大臣（現経済安全保障担当大臣）が示した。

今回明らかになった文書には、首相官邸の幹部が特定の番組を問題視し、総務省に一つの番組でも判断できるよう法解釈の変更を迫る経過が詳しく記されている。これは、放送事業者の自主性や報道の自由に関わる重大な問題である。

当時、総務大臣として解釈変更を推進した高市氏は、自身に関わる4枚の文書に対しては「捏造」としているが、公表された文書は正式なものであり、「捏造」とされるものや認識が異なるものが総務省に保管されていること自体が問題である。

よって、富士見市議会は、国会及び政府に対し、放送法の解釈変更をめぐる一連の経過と責任について徹底究明を行うよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

埼玉県富士見市議会

衆議院議長	様
参議院議長	様
内閣総理大臣	様
総務大臣	様